

(あて先) 栃木市長

申請年月日

年

月

日

(1) だれの戸籍が必要ですか。

*本籍が栃木市以外の方は

2

の申請書をお使いください。

本籍	栃木市		
フリガナ 筆頭者の氏名	※戸籍の最初に名前のある方（死亡されていても変わりません。）		
フリガナ 必要な人の名		必要な人の 生年月日	明・大・昭・平・令 年 月 日

(2) 請求者（証明書を使用する方）はだれですか。

法人の場合は、会社の所在地、代表者の肩書、代表者氏名を記載してください。

請求者の資格【（1）必要な人からみた関係】		○で囲んでください。（ ）内は記入してください。
・本人 ・配偶者 ・父母 ・祖父母 ・子 ・孫 ・その他（		）…委任状や疎明資料持参
住所		電話番号
氏名		生年月日：大・昭・平 年 月 日

(3) 窓口に来られた方はだれですか。

窓口に来られた方が(2)の請求者と同一の場合は記入不要です。代理人等の場合は、委任状が必要となります。

住所	□請求者と同じ	電話番号
氏名	□請求者と同じ	請求者との関係

(4) 何が必要ですか。必要な項目の欄に通数を記入してください。

戸籍 (450円)	(全部事項証明) 謄本	通	戸籍の附票 (300円) □本籍・筆頭者 □在外選挙登録地 □住民票コード からの住所履歴の証明	□不要	全部	通
	(個人事項証明) 抄本	通		個人	通	
除籍 (750円)	(全部事項証明) 謄本	通	身分証明書 (300円) ※本人以外の請求は委任状必要			通
	(個人事項証明) 抄本	通	独身証明書 (300円)			通
除籍 改製原戸籍 (750円)		謄本	出産一時金証明 (無料)			通
		抄本	廃棄証明 (無料)			通
戸籍 (除籍) 一部事項証明		通	受理証明書 (350円) □出生 □死亡 □婚姻 □離婚 □その他			通
戸籍電子証明書提供用識別符号 (400円)		通	*記載事項証明書 (350円)			通
除籍電子証明書提供用識別符号 (700円)		通	*届書等情報内容証明 (350円) 届出日 年 月 日			通

◎ (2) 請求者の資格で「その他」に当てはまる方、(4) 必要な項目「*」を請求した方は必ず記入してください。

請求理由	(請求の目的)	(証明書の提出先)
------	---------	-----------

●必要な戸籍の範囲を記入してください。【例：(誰)の(出生)から(死亡)まで等】

・被相続人(死亡した方)の死亡が記載されているもの

各 通

・(誰：)の()から()まで

各 通

・(誰：)と(誰：)の関係がわかる戸籍

各 通

【以下職員記入欄】

合計

【本人確認】

A (1点) 個・免・運経・バ・障・療・在、特永

B (2点) 保・年・介・生

学生証・聴聞 (3点) 裏面記載・その他 ()

聴聞 (5点) 裏面記載

【関係確認】

□戸籍システム □持参戸籍

□委任状 □登記事項証明書

□委任状は別添付

他戸証・住証・異動

受付	発行	確認	手数料 (合計)
			円

◆◆ 請求に当たっての注意事項 ◆◆

1. 本人確認について

窓口に来た方について、ご本人であることを確認できる書類の提示が必要です。

2. 代理人や使用者の確認について

窓口に来た方が、請求者の代理人または使用者の場合は、委任状など代理権限または使用者の権限を証明する書類が必要です。

3. 請求理由の記載について

(1) 権利の行使・義務の履行のために請求する場合

権利・義務の発生原因、内容とその権利行使または義務履行のために戸籍の記載事項の確認を必要とする理由を詳細に記載してください。

(2) 国または地方公共団体の機関に提出する場合

戸籍全部事項証明等を提出する国または地方公共団体名を記載してください。
また、その機関へ提出を必要とする理由も記載してください。

(3) その他の理由で請求する場合

戸籍の記載事項の利用目的、方法及び利用を必要とする理由を記載してください。

4. 資料の提供について

記載された内容から請求の理由が明らかでない場合は、資料の提供を求めることがあります。

5. 戸籍の個人事項証明について

戸籍に記載されている方全員ではなく、一部の方についてのみ証明が必要な場合には、その方の個人事項証明をご利用ください。

6. 戸籍の一部事項証明について

戸籍に記載されている事項のうち、一部の事項について証明することで足りる場合には、戸籍一部事項証明をご利用ください。

7. 戸籍電子証明書提供用識別符号及び除籍電子証明書提供用識別符号について

行政機関が使用することで、戸籍電子証明書又は除籍電子証明書の取得が可能となる符号（16けたの数字）を発行します。行政機関に戸籍証明書等を提出する必要がある場合は、行政機関に対し、符号を提示することで戸籍証明書等の提出が不要となる場合があります。符号を提示することにより、戸籍証明書等の提出が不要となるかは手続きごとに異なりますので詳しくは手続き先にお問合せください。

8. 罰則

偽りその他不正な手段により、戸籍の証明書等の交付を受けた者は、刑罰（30万円以下の罰金）が科されます。

□聴聞内容（3点 / 5点）…申請書に書かれているもの以外で確認

- ・父の氏名
- ・父の生年月日
- ・母の氏名
- ・母の生年月日
- ・同一戸籍にいる方の氏名
- ・同一戸籍にいる方の生年月日
- ・同一戸籍にいる方との続柄
- ・従前戸籍